

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成28年12月28日

水 曜 日

号 外

目 次

監査委員公告

○包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表

1

公 告

包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表について

平成27年3月30日付け及び平成28年3月30日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、富山県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の38第 6 項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年12月28日

富山県監査委員	宮	本	光	明
富山県監査委員	武	田	慎	一
富山県監査委員	中	山	喜	徳
富山県監査委員	上	田	信	雅

(通知文)

財 第 67 号

平成28年11月 7 日

富山県監査委員 宮 本 光 明 殿

富山県監査委員 武 田 慎 一 殿

富山県監査委員 中 山 喜 徳 殿

富山県監査委員 上 田 信 雅 殿

富山県知事 石 井 隆 一

平成27年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成28年3月28日付けで提出のあった包括外部監査の結果に基づき、別添のとお

り措置を講じたので、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により通知します。

(別添)

テーマ：保健・医療・福祉行政に関する事務事業の執行及び管理について

(H27テーマ)

監 査 結 果 報 告 書 (結 果 ・ 意 見)	措 置 の 内 容 【公 表 項 目】
<p>第 3 監査の結果</p> <p>B 主要事業等の実施状況</p> <p>1 環境変化に対応した事業執行体制等の見直し</p> <p>【意見Ⅰ】</p> <p>市場金利等の経済環境や会計基準等の法令など行政を取り巻く環境変化に対応し、事業執行の体制や制度の見直しを継続的に図ることが必要である。</p> <p>(主な意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害救援物資拠点整備事業」については、一般会計が、公共の利益のために必要な土地等をあらかじめ取得するため設置している土地開発基金から要綱に従い土地を買い戻しているが、実勢レートと異なる高い金利であり、実情にそぐわないものだった。当年度で要綱は改正されているが、今後も制度の適時適切な見直しが必要である。 ・「軽費老人ホーム事務費補助金」については、社会福祉法人会計基準改正（平成24年4月）に伴い、人件費引当金、修繕引当金、備品等購入引当金が廃止されたにも関わらず、同補助金交付要綱の補助金交付の条件からこれらの引当金の文言を削除していない。法令や基準の改正に対しては適時適切に対応し、事業に反映していく必要がある。 <p>2 国への制度改善提案の実施</p> <p>【意見Ⅱ】</p> <p>国の制度についても、実情に合わない場合は、それを実際に執行する地方から変えてい</p>	<p>事業実施の前提となる要綱等の改正を行った。今後も制度の適時適切な見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地開発基金については、現在の金利相場を踏まえた利率となるよう見直しを行い、平成27年10月に改正を行っている。今後も金利の相場の変動に的確に対応し、実勢利率に近い金利で買戻しを実施できるよう、定期的に見直しを行う。 ・平成28年4月に、軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱の補助金交付の条件から、人件費引当金、修繕引当金、備品等購入引当金の文言を削除し、平成28年度分の補助金から適用した。 <p>関係団体の意向も踏まえた上で、必要に応じて、対象事業の見</p>

くことが重要であり、県民のニーズをくみ上げて、県から国へ改善を働きかけていく必要がある。

(主な意見等)

- ・国庫補助事業の「高等職業訓練促進給付金」については、補助対象となる母子家庭等の数の1.23%と低い利用水準にある。これは国が定める給付要件について、給付上限が月額10万円と低額であり、かつ対象が2年以上のカリキュラムの高等な資格に限られていることが原因と考えられる。利用促進のため、国に給付要件の緩和等の制度改善を求める必要がある。

- ・国庫補助事業の「母子家庭等日常生活支援事業」については、利用件数が5件(延べ15日)と低い水準にある。これは申込手続きが煩雑であるにも関わらず一時的な支援しか得られないことが原因の1つと考えられ、一度の申請で定期的、継続的に利用できる制度となるよう国に改善を求める必要がある。

- ・「母子父子寡婦福祉資金貸付金」については、事業開始資金の貸付対象事業が母子及び父子並びに寡婦福祉法とその施行令により8種類に限定されており利用が少ないため、時代の変化に対応した対象事業の見直しを国に求める必要がある。

3 業務の標準化

【意見Ⅲ】

報告書の検査・確認作業など定型的な業務については、職員が十分な検証が行えるようにマニュアルや標準様式等により業務を標準化する必要がある。

直しを国に働きかけていく。

- ・平成28年度から、1年以上のカリキュラムの資格へと対象が拡大され、また、支給期間の上限が2年から3年へと延長された。

- ・平成28年度から制度が見直され、疾病や冠婚葬祭等に加え、未就学児の親が就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合の定期的な利用も可能となった。この見直し内容も含め、制度の周知を図っていく。

- ・母子・父子福祉団体の意向も踏まえた上で、必要に応じて、対象事業の見直しを国に働きかけていく。

実績報告書の作成について、補助対象者に対し、指導をするほか、必要に応じて、様式の修正を行い、必要書類の提出を求めた。

(主な意見等)

・検査担当者が十分な検証及び適切な確認作業を実施するために、市町村が作成する実績報告書及び歳入歳出決算書の一致を確認できる記載方法等を事前に明確にし、市町村に指示する必要がある。

・事業が有効に実施されたかを検証するためには、予算と比較可能な形式で決算報告が作成される必要があり、予算と決算の差異理由についての分析を行うことが必要である。

4 事業の実施方法等の見直し

【意見Ⅳ】

社会を取り巻く環境変化の中で、保健・医療・福祉行政の事業についても、その必要性、有効性、効率性は絶えず確認する必要があり、利用量が伸びない事業などは実施方法や事業継続について検討が必要である。

(主な意見等)

・保護者の登録した保育所がかかりつけとして子育てを支援する「マイ保育園推進事業」については、登録者がゼロの保育園が約4割にも上るため、本事業の宣伝活動に注力するとともに、登録数が伸びない要因を分析し、実施方法や事業継続について検討が必要である。

・重症心身障害児(者)を受け入れている事業所に技術指導等を行う「心身障害児(者)医療的ケア支援事業」については、年に48回

具体的には、記載内容や記載方法、添付書類等を事前に明確にし、報告書の作成について指導を行った。報告書の様式を、事業予算書の科目名に対応させ、年度当初予算と比較可能な形にし、差異が生じた場合に理由を記載させることにした。

事業実績が伸びない要因を分析し、事業の実施結果やニーズを踏まえて予算規模を縮小した事業があるほか、事業の周知や新たな利用の呼びかけを行った。

・①今年度新たに、市町村母子保健担当課に対し、母子手帳に挟めるPRカードを配付し、妊婦やその家族の利用促進を図った。また、②県広報とやま(平成28年6月号)において周知するとともに、③市町村児童福祉担当課に対し、市町村広報誌やケーブルテレビなどで、周知を図っていただくよう依頼した。

・「心身障害児(者)医療的ケア支援事業」について、平成26年度の実施結果やニーズ等を踏まえ、

の巡回と 6 回のノウハウ支援を計画していたが、年に 6 回の巡回と 1 回のノウハウ支援しか出来なかったことから、要因分析を行い、実施方法や事業継続について検討が必要である。

・栄養成分の表示や元気メニューの提供、禁煙・分煙の推進に取り組む店舗を紹介する「健康づくり協力店制度」については、栄養成分表示や禁煙・分煙の推進等の要件の中か、らいずれかを満たせば登録できるなど要件が幅広いため、消費者への P R ポイントが分かりにくく魅力的でない。よって、民間が提供するグルメサイト以上の効果があるか疑問であり、P R 方法の見直しを図るなどの実施方法や事業継続について検討が必要である。

C 保健・医療・福祉行政の業務実施体制

1 PDCAによる事業評価の継続的な見直し

【意見V】 【意見14】

政策評価、事業評価を客観的かつ厳格に実施するために、評価表は結論の根拠を明確にする必要があり、可能なものについては、定量的な目標の設定を検討する必要がある。また、目標設定に当たっては、他の計画等との整合性や政策、施策、事業との関連づけが必要である。

平成28年度の予算規模を見直し（縮小）した。

・「健康づくり協力店」は、健康に配慮した店舗として、地域の方々にご利用いただくことを念頭に、環境づくりの一環として、取り組んでいる。地域住民の方々に、分かりやすいものとなるよう、制度の改善やP Rの方法を検討していく。

平成28年度政策評価及び事業評価（平成27年度の評価）において、次のとおり見直しを行った。

・事業評価の結論の根拠を明確にするため、事業評価表の実績数量欄の記載内容の充実を図り、各事業の必要性・有効性・効率性の判断材料の一助とした。

・「とやま未来創生戦略」のK P I と重複する総合計画の県民参考指標については、後に策定されたK P I の算定方法をベースに、政策評価表の目標値の見直しを行う

【意見Ⅵ】 【意見15】

政策評価会議や予算編成作業等を通じて事業担当部局以外の検査は行われているが、今後限られた経営資源をより有効に配分するためには、一定期間経過後に担当部局以外による事業の見直しを行う仕組みづくりをより強化する必要がある。

2 適正人員の管理**【意見Ⅶ】 【意見16】**

今後、高齢化の進展や人口減少などの環境変化に柔軟に対応し、県と市町村等との役割分担や業務の標準化を踏まえ、業務量に応じた適正人員の配置と適時での見直しを図ることが必要である。

3 県と市町村、県庁内等の役割分担**【意見Ⅷ】**

行政の役割分担の整理・見直しについては、国と地方だけでなく、県と市町村などでも必要であり、保健事業等の住民に身近な業務は法の区分や環境の変化等に応じて、適時適切

ことで、両計画の整合性を図った。

平成28年度において、評価の対象とする継続事業を抽出する基準を策定し、平成29年度から政策評価連絡会議（各部局の次長で構成）において、事業評価表に基づき今後の当該事業の方向性等について検討を行うことで、担当部局以外による事業の評価を行う仕組みづくりを強化することとする。

厚生センターは、保健、医療、健康、食品衛生監視、薬事監視など幅広い業務を担っており、これまでも、専門的な業務に対応できるよう専門職をはじめ必要な人員を配置しているところである。各センターの支所の業務量は、単純に人口比で算出できるものではないが、各センター等における必要な専門職の配置人数、業務量の比較等を行い、効率的・効果的に業務を行える人員配置について検討する。

県ホームページの相談窓口一覧をわかりやすく修正した。また、県民の身近な相談窓口は市町村が設置し、県はそれを支援、補完す

な実施が必要である。

(主な意見等)

・県のホームページで相談窓口一覧をみると類似した多くの窓口が並んでいる。相談する側の立場からはどこに相談すればよいか迷う区分があり、県が持つ思春期や子育て等の類似の相談窓口は利用者の観点から整理が必要である。

・各市町村や各社会福祉協議会、NPO法人等においても各種の相談窓口が設置されている。県民の身近な窓口が市町村であることを考えると、原則として相談窓口は市町村が運営し、県はそのバックオフィスとして専門的な対応を支援することが基本と考えられるので、その点からも相談窓口を見直すことが必要である。

・各厚生センターは、過去からの経緯から、市町村から委託を受けて、肺がん検診の読影業務を実施しているが、県が「できること」ではあるが、「すべきこと」ではない。業務

するという考えに基づき、相談窓口を設置していく。

厚生センターで実施している業務についても、その考え方に基づき、環境の変化等に応じて、適時適切に実施していく。

・県ホームページに掲載している相談窓口について、以下のとおり整理した。

「シルバー 110番」を障害福祉の区分から外し、「認知症ほっと電話相談」を健康の区分に移動したほか、区分名に「子ども・子育て・教育」と「児童・女性」があったものを、「子ども・子育て・教育」と「男女・夫婦・家庭」に改めた。

また、思春期や子育て等の相談者が抱える問題は、多岐にわたるため、引き続き、関係する相談機関が互いに連携して対応する。

・法律等に基づき県が設置する必要があるもののほか、専門的、広域的な観点から対応する必要があるものについては、引き続き、県が窓口を設置する。また、同じ分野で市町村に設置されている窓口について、連携を密にしていく。

・肺がん検診については、平成29年度以降、撮影から読影まで一括して民間の検診機関が受託する体制に移行する方向で、現在市町村

の実施に当たり使用する機器は県が従来から保有しているが、アナログ式で、かつ老朽化しているため、今後長期の使用が難しいものと考えられる。費用負担等の市町村への影響やその結果としての受診率への影響等に配慮し、肺がん検診の読影業務のあり方について県の補完の役割も考慮しつつ、事業の実施主体である市町村と協議を進める必要がある。

・厚生センターの支所は、地域住民への利便性を考慮し設置されている。現在、支所でも実施している HIV 検査は、受診者が匿名性を希望し、身近なところでは受診をしないことが多いため、地域住民の利便性から設置されている支所での実施については、見直しが必要である。

・「県民歩こう運動推進事業費」については、県が県民歩こう運動推進大会を開催しているが、県の役割は市町村等と連携して県民が健康づくりに取り組むための支援・環境整備を行うことであり、市町村が主催するイベント等の情報提供などを行う必要がある。

4 一定水準での貸付金管理 (主な意見等)

(11の貸付事業) それぞれの貸付金管理を県として一定水準で実施するために、県として管理の基本となるマニュアル等が必要であり、2月に策定された債権管理マニュアルを

と調整している。

・HIV 検査については、性感染症であるクラミジア検査、また、肝炎ウイルス検査と併せて検査を希望される場合がほとんどである。これらは、いずれも若者の間の性感染症のケースが多く、身近な居住地での検査を避ける傾向があると考えられ、県内の全域で広く検査できる環境を保つことが重要である。こうした観点から、本所、支所での HIV 検査の実施体制について検討する。

・本県スポーツの総合的な情報発信サイトである「とやまスポーツ情報ネットワーク」を通じて各市町村のウォーキングイベント等の情報を県民へ提供している。

今後、平成28年2月に策定した県の「債権管理適正化の手引き」を活用し、貸付金の管理を行っていく。

十分に活用することが必要である。

第 4 主要事業等の財務事務の執行状況

C 実施結果と意見等

4 災害救助費

【意見 1】

「土地開発基金等の設置について」（昭和 44. 2. 17 旧自治省通知）によれば、地方公共団体が基金により取得した土地を譲渡するときは、条例等で定める場合を除き、時価によるべきものとされている一方、他会計において事業の用に供するために買い取る場合の価格は、取得価格に取得時から引渡時までの利子相当額を加えた額とすることが適当とされている。

ただし、この通知に従い付利する場合には実勢に則した利率により計算された利子を付した価額により買い戻すべきと考える。

この点、「富山県土地開発基金の管理運用に関する事務取扱要綱」が平成 27 年 10 月 20 日に改正され、それ以後は「3 年ごとにその時点の利率に見直す」ものとされ、実勢に則した利率により計算された利子が付されることとなっている。

既に要綱が改正され今後は実勢に即した運用となるが、今後も制度設計や運用に際して、適時適切な見直しが必要である。

8 老人保護費

【指摘 1】

平成 24 年 4 月社会福祉法人会計基準改正に伴い、修繕引当金、人件費引当金等その他の引当金が、積立金の性格が強く、引当金にならないことから廃止された趣旨を考えると、「軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱」

今後も、制度設計や運用に際しては、適時適切な見直しを行い、実勢に即した制度運用を行う。

平成 28 年 4 月に、軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱の補助金交付の条件から、人件費引当金、修繕引当金、備品等購入引当金の文言を削除し、平成 28 年度分の補

の補助金交付の条件から「人件費引当金、修繕引当金、備品等購入引当金」の文言を削除、または、記載を見直す必要がある。

新社会福祉法人会計基準では、修繕積立金等を積み立てることは認められており、他県の補助金交付要綱に「引当金」を「積立金」に変更して「人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金」としている例はある。

しかしながら、積立金は任意で積み立てることができ、会計的に将来経費となる性格のものではないことから、これを認めると、経費として根拠のないものに対して補助することにつながるため、補助対象とすべきではない。

長期的に安定した施設経営を確保するため修繕積立預金等は必要であるが、固定資産支出は補助対象経費とならないため、修繕積立預金残高が、将来の補助対象修繕費支出に要する自己資金に必要と認められる額を大きく超えている可能性がある。その原資が補助金であることを考えると、過去の補助金はその活用が図られないまま預金として保有される状態になるため、適切ではなく、改善を図る必要がある。

9 老人福祉施設運営指導監査等事業費

【意見2】

実地指導の対象とならなかった事業所について集団指導等が行われているが、介護保険施設等を施設等現地に赴き指導することは重要であり、また、実地指導の結果、改善報告事項、指導事項が存在しない事業所数がかなり少ないことから、施設等の指定又は許可の有効期間（6年）内に少なくとも1回は介護保険施設等に赴き、実地指導を行う必要がある。

助金から適用した。

平成27年度に、介護保険施設等の指定及び指導監査業務の事務負担の一部見直しを行い、居宅介護支援の指定及び指導監査業務を介護保険係に移管した結果、事業者への実地指導については、同係員も担当する体制とした。

さらに、平成28年度から課全体で実地指導を行う体制に拡充した。

高齢福祉課では、ほとんどのサービスの所管が施設・居宅サービス係に集約されており、居宅介護支援及び訪問看護以外のサービスを5名のみで担当している。実地指導の体制は1事業所に対し、必ず2人以上で行っており、内訳は原則実地指導対象サービス担当職員1名及び同じ係内の職員1名である。

本県は、都道府県の中では、組織上、厚生関係の指導監査専門課を置かず、高齢福祉課で制度的企画運営から指導監査まで全体的に担当する類型に属し、また、介護保険に関して出先機関は直接的な業務を担当していない。各サービス担当職員は介護保険の指定等書類受付業務から指導監査業務、さらに施設整備や人材対策事業等を行っており、現状では実地指導件数を増やすことは難しい。少なくとも高齢福祉課全体で実地指導の協力体制を構築し、課全体等で実地指導を行うことにより、実地指導の件数について課全体で問題意識をもつことができ、指導体制が充実すれば、実地指導件数の増加につながると考える。実地指導体制について検討が必要である。

12 子育て支援推進事業費

【意見3】

(マイ保育園推進事業) 本事業の対象は妊婦や3歳未満の子どもを持つ保護者であり、子どもの成長とともに対象となる保護者が常時入れ替わるため、本事業が保護者に十分に周知されなければ、登録者ゼロの保育園があるという状態は改善しない。本事業の宣伝活動に注力すると共に、登録数が伸びない要因を分析し、効果的、効率的な事業とする必要がある。事業の継続についても検討が必要である。

①今年度新たに、市町村母子保健担当課に対し、母子手帳に挟めるPRカードを配付し、妊婦やその家族の利用促進を図った。

また、②県広報とやま(平成28年6月号)において周知するとともに、③市町村児童福祉担当課に対し、市町村広報誌やケーブルテレビなどで、周知を図っていただくよう依頼した。

14 遊びのネットワークづくり推進事業費

【意見 4】

本事業は市町村が母親クラブに対する補助制度を設けていない場合に、県が代わって実施しているという面がある。しかし母親クラブ自体が弱体化する中においては当初の事業趣旨を達成する事が困難になりつつあるため、事業の統合や移管などの見直しが必要である。

調査結果報告書の配布を通し、県内各地域のモデルとなるような事業を実施しているものであり、この趣旨が理解されるように報告書の記述内容を見直すとともに、母親クラブの活動を支援していく。

15 ひとり親家庭等福祉推進事業費

【意見 5】

(母子家庭等自立支援給付金事業) 本県における本制度の利用件数は対象母子家庭等の数の1.23%であり、この数値自体は全国平均の0.64%を上回るものであるが、水準はまだまだ低いと考えられる。利用が少ない原因として、給付額の上限が月額10万円にとどまる事、対象とされる資格は2年以上のカリキュラムが必要な高等資格に限られている事などが考えられる。本制度は国の法律で規定されており、本制度の利用をより促進するために、国に対して制度の改善を求める必要がある。

平成28年度から、1年以上のカリキュラムの資格へと対象が拡大され、また、支給期間の上限が2年から3年へと延長された。

16 ひとり親家庭等援護事業費

【意見 6】

(母子家庭等日常生活支援事業) 利用件数が少数にとどまっている要因として、制度の周知方法が充分ではないことや、申込手続きが煩雑であるにもかかわらず一時的な支援しか得られず申込みに躊躇が生じることなどが考えられる。民生委員や児童委員を通じて制度を周知し、一時的では無く定期的、継続的に利用できる制度に改正するよう国に求めていくなどの対応が必要である。

平成28年度から制度が見直され、疾病や冠婚葬祭等に加え、未就学児の親が就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合の定期的な利用も可能となった。この見直し内容も含め、制度の周知を図っていく。

17 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費

【意見 7】

本制度の趣旨は母子父子寡婦の経済的自立を図る事にあり、事業開始資金等を支援する場合においては、その事業は消費者のニーズに合致し、事業継続が可能なものである必要があるが、そのような事業は時代に応じて変遷する。しかし本制度においては営む事業が限定されており、時代の変化に対応出来ない。貸付の対象となる事業を時代の変化に応じて適切に見直すように、国に要請する必要がある。

母子・父子福祉団体の意向も踏まえた上で、必要に応じて、対象事業の見直しを国に働きかけていく。

21 障害者就労等支援事業費

【意見 8】

(障害者地域活動充実支援事業補助) 当該補助金制度については、啓蒙を実施しているにもかかわらず、補助金対象となる地域活動センター等の利用が少ない現状から、当該事業が支給対象者のニーズに合致していないと考えられる。障害者のニーズに合致した補助金制度への移行が必要である。

富山市以外に住所を有する重度心身障害者が、富山市に所在する地域活動支援センターを利用する場合、重度心身障害者受入加算相当額を住所地の市が負担しており、その負担額の 1/2 を県が補助している。今後、必要なニーズをふまえ、市町村と、今後の支援の在り方について協議する。

22 心身障害児者援護事業費

【意見 9】

心身障害児(者)医療的ケア支援事業に関して、対象となる事業所が83箇所あるにもかかわらず、利用の頻度が少なかったことから、計画と実績が乖離した要因を分析し、効果的、効率的な事業とする必要がある。また、事業の継続についても検討が必要である。

平成26年度の実施結果やニーズ等を踏まえ、平成28年度の予算規模を見直し(縮小)した。

23 発達障害者支援事業費

【意見10】

（発達障害市町村サポート強化事業及び市町村発達障害支援体制強化事業）発達障害児への支援は、巡回指導や地域における連携事業、処遇する支援員の資質向上などと連携して取り組む必要がある。計画と実績が乖離した要因を分析し、効果的、効率的な事業とする必要がある。また、事業の継続についても検討が必要である。

平成28年度より、発達障害に係る地域支援機能の強化という国の方針に沿って「発達障害者地域支援マネジャー事業」に組み替えて引き続き市町村支援に取り組んでいる。

また、市町村における発達障害児への支援体制のあり方について検討会を開催することとしており、その中で市町村における現状や課題等を把握し、上記マネジャー事業に活かすこととしている。

26 健康づくり県民総ぐるみ運動費

【意見11】

（県民歩こう運動推進事業費）富山県健康増進計画（第2次）などの役割分担では、県は市町村等と連携して県民が健康づくりに取り組むための支援・環境整備を行うこととなっている。そのため、「身近な健康づくり」という視点では、大々的なイベントを年2回行うよりも、県内のウォーキングイベント（市町村主催等）に関する情報を多く提供した方がその実践に繋がると考えられ、身近な健康づくりにおいても、役割分担に従い、市町村のイベント等を県民へ発信するという形で支援することが必要である。

・イベントについては、年2回開催しているが、内1回は県内市町村を巡回する形で実施しており各市町村のスポーツ振興や健康づくりの啓発につながることから今後も継続する。

・市町村のイベント等の情報については、県として現在「とやまスポーツ情報ネットワーク」で提供しており、今後も幅広く情報を収集し発信していく。

【意見12】

飲食店を探す場合は民間が提供するグルメサイトを用いるケースが圧倒的に多いと考えられるなど、「健康づくり協力店制度」は、

「健康づくり協力店」は、健康に配慮した店舗として、地域の方々にご利用いただくことを念頭に、環境づくりの一環として、取

疑問であり、PR方法の見直しを図るなど実施方法や事業の継続について十分に検討する必要がある。

29 歯科保健対策費

【意見13】

8020達成者を表彰する制度は、口腔衛生の改善が進み8020達成者が増えているため、今日的にはその意義は薄れており、廃止の方向での検討が必要である。

今日的には8020達成者をさらに増やすことや歯周病等の有病率を下げるといった、プロセスに焦点を当てた施策、例えば検診率を向上させること等に注力すべきと考える。

第5 主要事業等におけるPDCAサイクルの実施状況

C 実施結果と意見

3 PDCAと数値目標

【意見14】（【意見V】再掲）

政策評価、事業評価を客観的かつ厳格に実施するために、評価表は結論の根拠を明確にする必要があり、可能なものについては、定量的な目標の設定を検討する必要がある。また、目標設定に当たっては、他の計画等との整合性や政策、施策、事業との関連づけが必要である。

り組んでいる。地域住民の方々に、分かりやすいものとなるよう、制度の改善やPRの方法を検討していく。

歯と口腔の健康は生涯を通じた継続した取組みが重要であるため、8020達成者をさらに増やすことや歯周病の有病者を下げるための主に成人期を対象とする施策や歯と口腔の健康づくりの啓発に資する表彰制度を富山県歯科医師会等の関係団体と意見交換等を行い、検討していく。

平成28年度政策評価及び事業評価（平成27年度の評価）において、次のとおり見直しを行った。

- ・事業評価の結論の根拠を明確にするため、事業評価表の実績数量欄の記載内容の充実を図り、各事業の必要性・有効性・効率性の判断材料の一助とした。

- ・「とやま未来創生戦略」のKPIと重複する総合計画の県民参考指標については、後に策定された

4 PDCA での事業評価

【意見15】（【意見VI】再掲）

政策評価会議や予算編成作業等を通じて事業担当部局以外の検査は行われているが、今後限られた経営資源をより有効に配分するためには、一定期間経過後に担当部局以外による事業の見直しを行う仕組みづくりをより強化する必要がある。

第6 保健・医療・福祉行政の業務実施体制 （出先機関を含む）

C 実施結果と意見

1 人員管理

【意見16】（【意見VII】再掲）

今後、高齢化の進展や人口減少などの環境変化に柔軟に対応し、県と市町村等との役割分担や業務の標準化を踏まえ、業務量に応じた適正人員の配置と適時での見直しを図ることが必要である。

【意見17】

K P I の算定方法をベースに、政策評価表の目標値の見直しを行うことで、両計画の整合性を図った。

平成28年度において、評価の対象とする継続事業を抽出する基準を策定し、平成29年度から政策評価連絡会議（各部局の次長で構成）において、事業評価表に基づき今後の当該事業の方向性等について検討を行うことで、担当部局以外による事業の評価を行う仕組みづくりを強化することとする。

厚生センターは、保健、医療、健康、食品衛生監視、薬事監視など幅広い業務を担っており、これまでも、専門的な業務に対応できるよう専門職をはじめ必要な人員を配置しているところである。各センターの支所の業務量は、単純に人口比で算出できるものではないが、各センター等における必要な専門職の配置人数、業務量の比較等を行い、効率的・効果的に業務を行える人員配置について検討する。

厚生センターの業務は、県の業務を地域ごとに分担して実施されるため、センター相互に比較され、県として集計されるため、厚生センターの業務の比較や集計のために報告書式等の標準化も必要である。

【意見18】

各厚生センターで共通する、所管の制度や疾病などの説明、関連機関の案内などは、県民に対する適切な情報提供のためにも統一する必要がある。

2 業務分担

【意見19】

県が持つ思春期や子育て等の類似の相談窓口は利用者の観点から整理が必要である。

【意見20】

県民の身近な窓口が市町村であることを考えると、原則として相談窓口は市町村が運営し、県はそのバックオフィスとして専門的な対応を支援することが基本と考えられるので、その点からも相談窓口を見直すことが必要である。

【意見21】

費用負担等の市町村への影響やその結果としての受診率への影響等に配慮し、肺がん検診の読影業務のあり方について県の補完の役

各厚生センターの事業概要について、業務の比較をしやすいするため、平成28年度実績（平成29年度発行）分からデータ書式を統一する。

これまで、適時適切に情報提供に努めてきたところであるが、制度の説明など各厚生センター共通の事項については、掲載内容の表現を合わせるなど、今後とも、県民に分かりやすい情報提供に努めていく。

思春期や子育て等の相談者が抱える問題は、多岐にわたるため、引き続き、関係する相談機関が互いに連携して対応する。

法律等に基づき県が設置する必要があるもののほか、専門的、広域的な観点から対応する必要があるものについては、引き続き、県が窓口を設置する。また、同じ分野で市町村に設置されている窓口について、連携を密にしていく。

肺がん検診については、平成29年度以降、撮影から読影まで一括して民間の検診機関が受託する体

<p>割も考慮しつつ、事業の実施主体である市町村と協議を進める必要がある。</p> <p>【意見22】</p> <p>HIV 検査は、受診者が匿名性を希望し、身近なところでは受診をしないことが多いため、地域住民の利便性から設置されている支所での実施については、見直しが必要である。</p> <p>3 貸付金管理</p> <p>【意見23】</p> <p>貸付金管理を県として一定水準で実施するために、県として管理の基本となるマニュアル等の作成が必要であり、2月に策定された債権管理マニュアルを十分に活用することが必要である。</p>	<p>制に移行する方向で、現在市町村と調整している。</p> <p>HIV 検査については、性感染症であるクラミジア検査、また、肝炎ウイルス検査と併せて検査を希望される場合がほとんどである。これらは、いずれも若者の間の性感染症のケースが多く、身近な居住地での検査を避ける傾向があると考えられ、県内の全域で広く検査できる環境を保つことが重要である。こうした観点から、本所、支所での HIV 検査の実施体制について検討する。</p> <p>今後、平成28年2月に策定した県の「債権管理適正化の手引き」を活用し、貸付金の管理を行っていく。</p>
--	--

(通知文)

財 第 68 号

平成28年11月7日

富山県監査委員 宮 本 光 明 殿

富山県監査委員 武 田 慎 一 殿

富山県監査委員 中 山 喜 徳 殿

富山県監査委員 上 田 信 雅 殿

富山県知事 石 井 隆 一

平成26年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成27年3月27日付けで提出のあった包括外部監査の結果に基づき、別添のとおり措置を講じたので、地方自治法第 252条の38第6項の規定により通知します。

(別添)

テーマ：農業行政に関する事務事業の執行及び管理について

(H26テーマ)

監 査 結 果 報 告 書 (結 果 ・ 意 見)	措 置 の 内 容 【公 表 項 目】
<p>第3 監査の結果</p> <p>C 業務分担の観点から</p> <p>【意見Ⅵ】 【意見25】</p> <p>「農林振興センター」の設置により、ソフト・ハードの連携・調整が円滑に進むなど定着してきていることから、より一層効率的・効果的な体制となるよう、さらなる検討が望まれる。</p> <p>(主な意見等)</p> <p>「がんばる女性農業者支援事業」における、支援対象者の事業拡大のために必要な許認可手続等に関する指導・助言や、農地情報システムの組織横断的な利用についても、情報の共有や関連部署間の連携が必要となる。</p> <p>D 人員分担の観点から</p> <p>1 適正人員の管理</p> <p>【意見Ⅶ】 【意見26】</p> <p>普及指導員及び他の職種について、必要十分で過不足のない人員を確保するために、その業務内容に適した指標を設定し、適正な人員数について検討することが必要である。</p>	<p>農地情報システムの活用については、平成27年4月に、施設等の情報を順次データ更新するよう各農林振興センターへ指導した。</p> <p>なお、これまでも施設管理情報等各種情報を付加してきており、今後もデータの整備や更新を図っていくこととしている。また、関係機関と協議し、新たに作られた全国農地ナビ（農地情報公開システム）を併せて活用していくこととしており、関係部署との連携を図っているところである。</p> <p>普及指導活動のあり方については、地域の気候や生産基盤、農業構造などの違いにより、各都道府県において多様なものがあり、客観的な指標の設定については難しい。このため、農業普及指導活動の外部評価制度の充実を図り、普及活動の方法に加えて体制についても客観的な評価を受けることとした。</p>

第 4 主要事業等の財務事務の執行状況
C 実施結果と意見等
20 中山間地域総合農地防災事業費

【意見21】

対象施設を効果的に維持・管理、更新し、その履歴データ等の一元管理を行うために GIS を活用することは有意義である。GIS が持つ機能は多く、その活用により組織横断的な情報活用による効果が期待できる。県としては施設管理面での運用が中心となるが、GIS を戦略的な手段として捉え、その活用を更に進めるよう関連機関に促していく必要がある。

平成27年4月に、施設等の情報を順次データ更新するよう各農林振興センターへ指導した。

なお、GIS の活用については、これまでも施設管理情報等各種情報を付加してしてきており、今後ともデータの整備や更新を図っていくこととしている。

また、農地情報については、新たに作られた全国農地ナビ（農地情報公開システム）を併せて活用していくこととしており、今後の活用を促進していくこととしている。